

## 処 分 基 準

令和6年11月20日作成

法 令 名：千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例

根 抠 条 項：第6条第1項及び第2項

処 分 の 概 要：特定金属類取扱業の許可の取消し

原権者（委任先）：千葉県公安委員会

法 令 の 定 め：

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第4条（許可の基準）

処 分 基 準：

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第6条第1項各号又は第2項に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。

- ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が条例第4条第1号から第6号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。

問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課特定金属類取扱業係（電話043-201-0110）

備 考：